

クレーンとは 荷物を電動で吊り上げ、それを横移動(手動、電動に関係なく)させるためのレールやトロリー・サドルも含めた機械装置です。当社商品では(電気・ギヤ・ブレン)トロリー付の電気チェーンブロックを使った物がクレーンの扱いになります。分類するとCの(C-1)と(C-2)になりますが、上下が電動でない場合の(C-4)と(C-5)と(C-6)、その他に電気チェーンブロックのフック式の様に上下のみで横移動しない場合(C-3)には荷重の大小に関係なくクレーンの扱いにはなりませんので手続きは不要です。

A クレーン等の設置に関する諸手続



- 0.5T未満(490KGまで)は適用除外品ですので手続は必要ありません。(クレーン規則第2条より)
- 3T以上の設置届にはクレーン全体の図面や色々な手続きが必要で、クレーンの製造認可も必要です。その他に現場での実地吊上げテストもありますので詳細はクレーン等安全規則第5条を参照してください。なお当社はクレーンの製造認可証を持っておりません。
- 0.5T以上3T未満の設置報告には右記の書類2部のみで、その他は不要です。2部を設置地を所轄する監督署の安全課に提出すれば1部にその場で受付印をくれますので、それで手続きは完了です(クレーン規則の第11条より) 資格も要りません。設置報告書の書類一式も別売品であります(もしも電気チェーンブロック単体の図面が必要な場合はお申し出ください)

B クレーンの運転(同行操作)及び玉掛の作業に関する諸規則

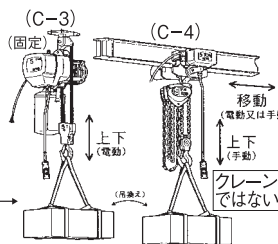
吊上荷重項目	0.5T未満(490KGまで)	0.5T以上1T未満(0.5T~0.99T)	1T以上
クレーンの運転者の資格	適用除外品に付、どちらも必要ありません。	クレーンの運転の業務に係る特別教育(クレーン規則の第21条より) ※5T以上の場合は技能講習が必要(第22条)	クレーンの運転の業務に係る特別教育(クレーン規則の第21条より)
玉掛の作業者の資格	(クレーン規則の第2条より)	玉掛の業務に係る特別教育(クレーン規則の第22条より)	玉掛技能講習(クレーン規則の第22条より)

※電気チェーンブロックのフック式(吊下げ式で荷を上げ下げするだけ)は法令上の巻上機になりませんので特別教育は不要です→下記

C クレーンとは下表の(C-1)と(C-2)を言います。

上下	電動	電動	電動	手動	手動	手動
横移動	電動	手動	なし	電動	手動	なし
規則では	クレーン	クレーン	クレーンではない	クレーンではない	クレーンではない	クレーンではない
	C-1	C-2	C-3	C-4	C-5	C-6

※右図の吊り方ならクレーンにはなりません→



電動巻上機の特別教育

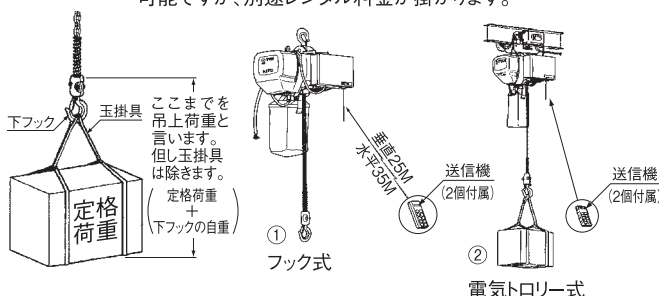
ウインチ(巻上機)とは、⑩の電動ウインチ等で「主に電動機(モーター)を用い、ワイヤーロープが巻きつけてあるドラムを減速回転させて、荷の巻上げ、巻下げ及び横引きを行うもので、床または壁に固定して使用する装置だが、上フック等を用いて吊下げて使用するケンスイ形の巻上機はウインチに該当しない」とされています。(労働安全衛生規則第36条第11号)

従って①フック式の電気チェーンブロック

- 吊下げて使うチルクライマー
- ペビーホイストは特別教育の対象外になります(労働安全衛生規則第36条第11号) なおトロリーや台車等に付けてウインチを横移動して使う場合は「クレーン」に該当します。

科目	時間
巻上機に関する知識	3
運転に必要な知識	2
関係法令	1
巻上機の運転	3
荷掛け及び合図	1

※対象となる荷重の規定はありません。
※修了証は事業者が発行することになっています。
※事業者は科目の全部または一部について充分な知識及び技能を有すると認められる人についてはその科目を省略する事ができます(第37条)
※特別教育をご希望の方は別途、当社までお問い合わせください。但し有料になります。



D 設置報告書の記載例(2部出すと受付印を捺して1部戻してくれます) 様式第9号(クレーン※4)設置報告書 (0.5T以上3T未満)

事業の種類	総合建設業	※業種
事業の名称	山本建設工業株式会社	※会社名
事業の所在地	東京都中央区丸の内3-5-6	※本社の住所
設置地	神奈川県横浜市中区港町13	※現場の住所
種類及び型式	電気チェーンブロック※5 式テルハ ※6	
吊上荷重※1	1.504T	設置予定年月日
製造者名※2	田中铁工株式会社	製造年月日※3

27年 9月 1日 山本建設工業株式会社
横濱労働基準監督署長殿 報告者氏名 山本 三郎 (印)

- 吊上荷重: 定格荷重に電気チェーンブロックの下フックの自重を加えたもの→下表
- 製造者名: H型钢やI型钢を走行レールにした加工(鉄工)業者(例えば鉄骨屋さん)名を記入します。電気チェーンブロック単体の製造者名(株式会社キター)ではありません。
- 製造年月日: H型钢やI型钢等の鋼材が走行レールに加工された年月日を記入します。従って電気チェーンブロック単体の製造年月日ではありません。
- 大分類を書きます。通常は「クレーン」になります。
- 電気チェーンブロックの場合は「電気チェーンブロック」と記入します。
- 中分類を書きます。通常は上下・左右とメインラインの5点式は「テルハ」で、上下・左右・前後とメインラインの7点式は「天井クレーン」になります。当社ではほとんどのお客様がテルハとしての使用です。

(理由)

電気チェーンブロック単体はテルハや天井クレーンの重要な部分ではありますが、一部分(自動車ならばエンジン等に当たる)になると考えられますので、製造者名と製造年月日は走行レールと電気チェーンブロックを組合わせ加工した現場の加工(鉄工)業者(例えば鉄骨屋さん)名とその日付になります。3T未満(~2.99T)ならば加工製造の資格(製造認可)は不要

※4 大分類	※6 中分類
クレーン	テルハ
	天井クレーン

※テルハ: モレール型クレーン(1本レール)

別売品 クレーン設置報告書用書類(用紙2部+説明書で一式)

吊上荷重(定格荷重+電気チェーンブロックの下フックの自重)→下表参照

定格荷重(T)	0.5	1.0(L)	1.0(S)	1.5	2.0(L)	
吊上荷重(T)	ESF型	0.502	1.004	1.002	1.504	2.005
	ERF型	0.501	—	1.002	1.504	—
	ER2型	—	—	1.002	1.504	—
吊上荷重(T)	定格荷重(T)	2.0(S)	2.5	2.8	5.0	10.0
	ESF型	2.004	2.504	2.808	5.013	10.042
	ERF型	2.004	2.504	2.805	5.014	10.040
	ER2型	2.004	2.504	—	5.014	10.040

無線仕様

- 超短波を利用した周波数変調方式ですので電波法の資格は要りませんが、周囲の状況や障害物やノイズにより十分に機能が出せない場合があります。
- 使用範囲: 垂直25M・水平35M位まで
- 送信機の電源: 充電式電池で100Vの充電アダプター付で、方式ではフック式と電気トロリー式に使用可能です。
- メインラインカット機能付です。

適応機種 200Vのエクセル

注意

- スイッチは2個お渡ししますが、1個は予備用ですので2個での同時操作は不可です。予備品はメインスイッチがオン時には使用できません(必ずスイッチを切っておく)
- もしご希望でしたら念のため押ボタンコードもお渡し可能ですが、別途レンタル料金が掛かります。

19-4 電動ウインチのインバーター仕様と長尺物押ボタンコード

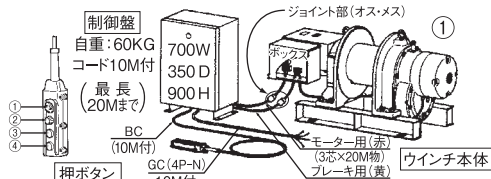
入 出 庫 最低保証
No.2 5日間

インバーター仕様 (出力:8.1KWまでの機種に対応)

同時運転仕様

電気チェンブロック・チルクライマーの様に同一速度にはなりません。同時に1個所での操作は可能です→12-2

電動ウインチの制御盤をインバーター仕様にする事により、モーターの回転数を定格の20%(×0.2)~120%(×1.2)に調整する事ができます。MA-7IN型で言うと上下共に②のボリューム式の変速ダイヤルで周波数(10Hz~60Hz)を設定してから、上か下のボタンを押してください。7.0^M/分~42.0^M/分の間で変速しますし、押ボタンを押している途中でのダイヤル操作(変速)も可能です。



- ① オン・オフボタン: 右へ廻してオン(入)・押しでオフ(切)
- ② 変速ダイヤル: 10Hz(最低速)~60Hz(最高速)
- ③ 上げボタン ④ 下げボタン

- ※1. ①のボタンはメインラインカット機能付で、非常時に押すとマグネットがカットされますし、不使用時に押しおけば、間違っても③④スイッチを押しても作動しませんので安全です。
- ※2. 本体のボックスへの結線はオス・メスのジョイントにてあります。コードは20M物×2本(モーター用とブレーキ用で説明図あり)
- ※3. 制御盤は絶対に倒さないでください。
- ※4. 使用開始時には先ず①の赤ボタンを押してから右へ廻してください。
- ※5. ③④のボタンを押しても動かない場合は、逆相が考えられます。その時には電源コード3本の内の赤と黒を入替えてください。

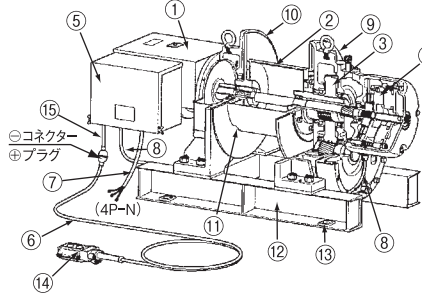
電動巻上機(電動ウインチ)の特別教育

ウインチ(巻上機)とは、「主に電動機(モーター)を用い、ワイヤロープが巻き付けてあるドラムを減速回転させて、荷の巻上げ、巻下げ及び横引きを行うもので、床または壁に固定して使用する。よって上フック等を用いて吊下げて使用するケンスI形の巻上機(ベビーホイス等)はウインチに該当しない」とされています。従って①フック式の電気チェンブロック②吊下げて使うチルクライマー③ベビーホイスは特別教育の対象外になります(労働安全衛生規則第36条第11号)なおトrolleyや台車等に付けてウインチを横移動して使う場合は「クレーン」に該当します。

科目	時間
学	3
科	2
実	1
技	3
荷掛け及び合図	1

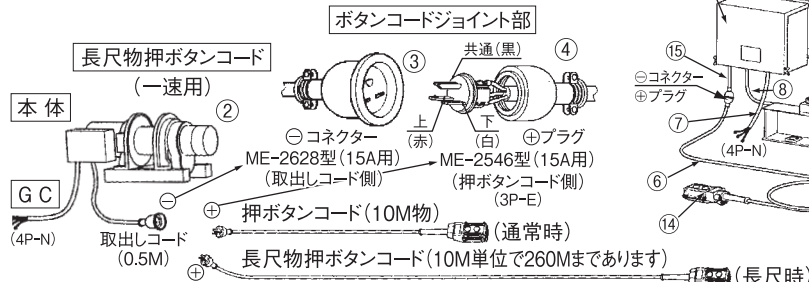
※対象となる荷重の規定はありません。
※修了証は事業者(雇用者)が発行することになっています。
※事業者は科目の全部または一部について十分な知識及び技能を有すると認められる人についてはその科目を省略することができます(第37条)
※特別教育をご希望の方は別途、当社までお問い合わせください。(有料になります)

※クレーンの運転及び玉掛作業の諸規則→06-7(走行する物)



- ①モーター ②ドラム
- ③減速機 ④電磁ブレーキ
- ⑤制御盤 ⑥押ボタンコード(BC)
- ⑦電源コード ⑧ブレーキコード
- ⑨前スタンド ⑩後スタンド
- ⑪コッター穴 ⑫ベース
- ⑬取付穴 ⑭押ボタンスイッチ
- ⑮取出しコード(オンオフ機能付)(BC用)

長さ	10M物	100M物	プラス10M毎
I	3.0	23.7	2.3
IN	7.0	52.0	5.0



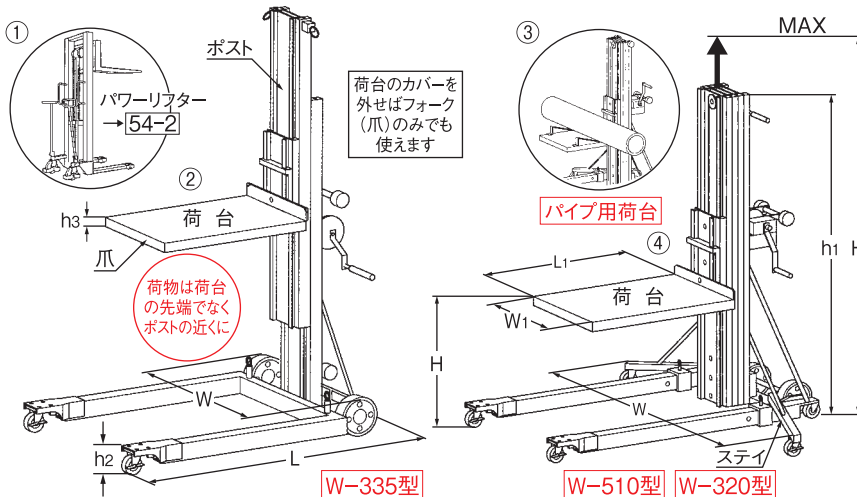
※30M以上の長尺物の押ボタンコードは中間で何ヶ所か養生(固定)してください。

50-2 アッパー(手巻式)

入 出 庫 最低保証
No.2 5日間

- 1. 手巻式のコンパクトリフターです。2. 手巻式ですので、電気・ガス・ペビコンは一切不要です。3. ステイは折たたみ可能です(W-510型・W-320型)
- 4. 大径キャスター付ですので下げた状態なら荷物を載せたままでも移動が可能です。ブレーキも付いています。

お願い 荷台の先端にのみ力を掛けないでください。なるべくポストの近くに載せてください。ポスト近く:100% 中央部:40% 先端部:20%

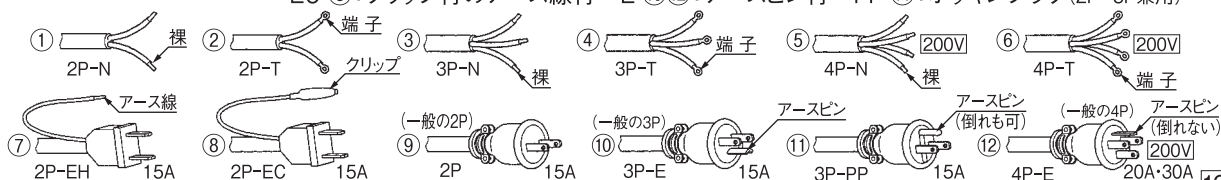


名称	アッパー(小)	アッパー(中)	アッパー(大)	
型式	W-335	W-510	W-320	
主索	ベルト	ワイヤー	ワイヤー	
最大荷重(KG)	135	200	455	
最高高さ:H(ミリ)	3,020	4,800	2,600	
最低高さ:h2(ミリ)	150	150	150	
外形寸法	高さ:h1(ミリ)	1,780	1,594	1,930
長さ:L(ミリ)	1,040	1,219	1,570	860
巾:W(ミリ)	330	584	860	860
荷台寸法	高さ:h3(ミリ)	40	53	53
長さ:L1(ミリ)	530	590	710	800
巾:W1(ミリ)	450	480	540	800
自重(KG)	49	110	86	
商品コード	05061	05066	05068	

別途料金 荷台をパイプ用荷台(左上図)に変更

54-3 付属電源コードの端末の形状

※機械に付属の電源コードの端末は下図の様に色々あります。 N ①③⑤:裸 T ②④⑥:端子付 EH ⑦:アース線付 EC ⑧:クリップ付のアース線付 E ⑩⑫:アースピン付 PP ⑪:ポッキンプラグ(2P・3P兼用)



商品について何か困られている事はありませんか、どうぞご相談ください。福沢機械 ☎ 03-5674-2930

電動ウインチのインバーター仕様と長尺物押ボタンコード

アッパー



の端末の形状
付属電源コード